

第3次恵庭市保育計画の 中間見直し計画

(見直し期間:2018年度～2020年度)

平成30年11月
恵 庭 市

【 目 次 】

第1章 計画の中間見直しにあたって

- 1 計画策定と中間見直しの背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の目指すもの

第2章 保育の現状及び課題

- 1 人口及び児童数
- 2 定員及び入所状況
- 3 入所定員の拡大
- 4 保育ニーズへの対応
- 5 保育施設の環境整備
- 6 保育士の配置
- 7 保育所の運営状況

第3章 保育事業の推進

- 1 恵庭市の役割
- 2 保育（2・3号認定こども）の提供体制の確保
- 3 保育事業の充実
- 4 子育て支援の拠点
- 5 保育環境の整備
- 6 民間活力の導入
- 7 保育士の研修充実
- 8 評価システムの確立
- 9 幼稚園、小学校等との連携

第4章 まとめ

- 1 第3次恵庭市保育計画の中間見直しのまとめ

第1章 計画の中間見直しにあたって

1 計画策定と中間見直しの背景

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難なケースが多くなってきています。また、兄弟姉妹の数が減少しており赤ちゃんに触れ合う経験が乏しい親が増えるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化しています。

国においては、平成15年7月、「次世代育成対策推進法」に基づき、すべての自治体・特定事業主に「次世代育成支援行動計画」の策定を義務づけ、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境整備づくりに取り組み始めるとともに、平成16年12月「子ども・子育て応援プラン」、平成21年12月「明日の安心と成長のための緊急経済対策」、平成22年1月「子ども・子育てビジョン」など、数多くのプランが打ち出されてきました。

恵庭市においては、次世代育成支援行動計画として平成16年3月「えにわっこプラン21」（前期計画）、平成22年3月「えにわっこ安心プラン」（後期計画）を策定し、本市の未来を担う子どもたちやその親、地域などが一体となり「子育て・子育て・親育ち」ができるよう次代のニーズに応じた保育サービスの提供等、良好な保育環境の確保に努めてきたところです。

平成27年4月には、「子ども・子育て支援新制度」のスタートにあたり、子ども・子育て支援法に基づく「えにわっこ☆すこやかプラン」を策定し、次代のニーズにあった新たな子育て計画をつくり、行政だけではなく地域の方々との協働のもと、より一層の子育て施策の充実や環境整備に取り組むこととしています。

一方、厳しい財政状況の中で新しい時代の諸課題に迅速かつ的確に対応するため、行財政改革の必要性はより一層増しており、行政サービスの質と行政コストに留意しながら、積極的に民間委託・民間活力の導入を推進する等、一層の行政の効率化が求められています。

こうしたことから、恵庭市が、市民に期待される保育所の役割を担いながら、より良い保育環境を築いて行くために、今後の保育園の運営や保育園のあり方についての指針となる「第3次恵庭市保育計画」を平成28年4月に策定し、これまで取り組んできましたが、昨年度、恵庭市人口ビジョン2017の上方修正や、恵庭市における女性の就業率上昇に伴う保育ニーズの多様化が一層進み、さらには公立保育園の施設の老朽化に伴い恵庭市公共施設等総合管理計画に基づき長期的視点をもって他の施設との集約・統合・施設運営の民間委託等が喫緊の課題となってきました。このことから、「第3次恵庭市保育計画」の中間年度における見直しを行い、限られた財源や人材などの資源を最大限有効に活用し、市全体の保育環境の維持・向上を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、恵庭市人口ビジョン2017及び「えにわっこ☆すこやかプラン」との整合性を図り、恵庭市が保育施策を取り組むための指針として位置付けるとともに、計画期間中において着実な事業の実施が図られるよう努めて参ります。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、「えにわっこ☆すこやかプラン」の動向等に対応するため、必要に応じ適宜見直しを行うこととしていることから平成30年に見直しを行います。

4 計画の目指すもの

- 1 「えにわっこ☆すこやかプラン」に掲げた保育サービスの充実と供給体制の確保を図ります。
- 2 多様な保育ニーズに応えるとともに、保育園を地域における子育て支援拠点のひとつとして、子育て家庭の支援を図ります。
- 3 施設の老朽化等を改善するために、計画的な保育環境の整備を図ります。

第2章 保育の現状及び課題

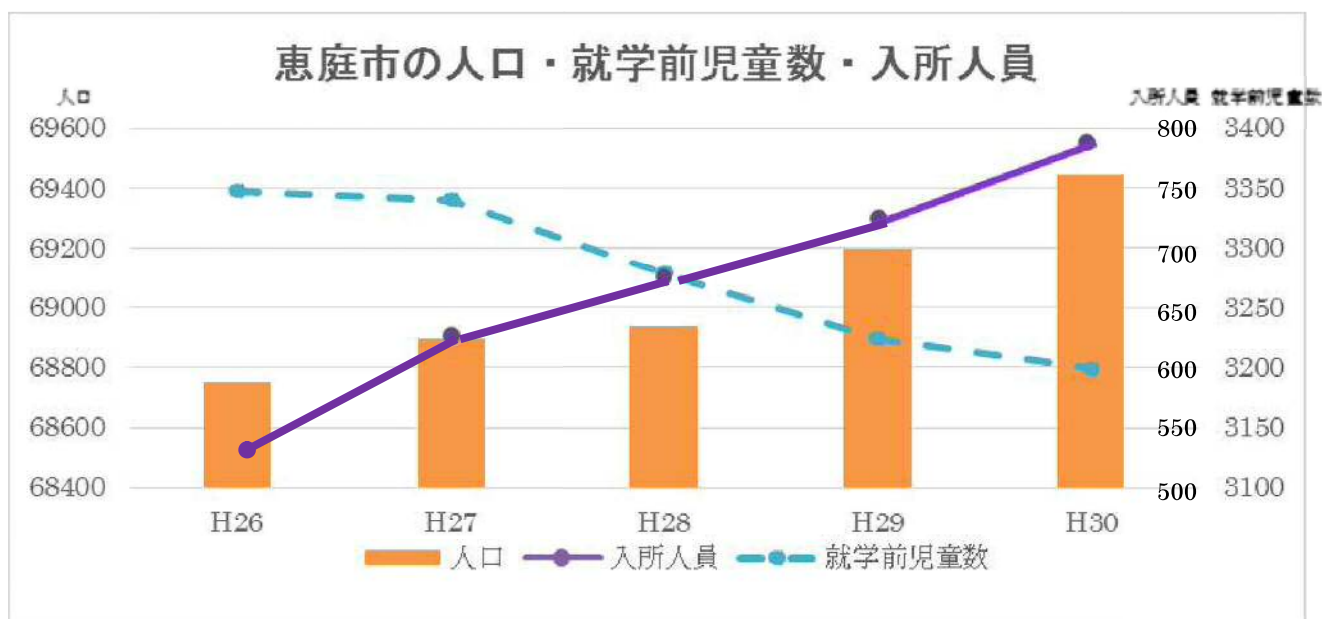
1 人口及び就学前児童数・入所人員

全国的に少子化が進む中で当市の人口は微増加の傾向にあり、平成26年4月の68,751人から平成30年4月の69,447人と696人の増加となっていますが、反面、就学前児童数（0～5歳まで）は、平成26年4月の3,348人から平成30年4月の3,199人と149人減少し、少子化が進んでいます。一方で入所人員は年々増加しています。

恵庭市の人口と就学前児童数

各年4月1日現在（単位：人）

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人 口	68,751	68,898	68,934	69,197	69,447
就学前児童数	3,348	3,341	3,279	3,224	3,199
入 所 人 員	542	636	677	736	788



※人口は増加し、就学前児童数は減少しているも、入所人員は、年々増加し、この5年間で246名増加。

2 定員及び入所状況 (平成30年4月1日現在/単位:人)

	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	定員	入所人員	定員	入所人員	定員	入所人員	定員	入所人員	定員	入所人員	定員	入所人員	定員	入所人員
すずらん	15	6	15	10	15	18	15	10	15	16	15	11	90	71
すみれ	9	1	15	14	15	18	17	17	17	18	17	18	90	86
島松いちい	15	3	15	20	18	24	14	20	14	15	14	9	90	91
こすもす	12	12	15	19	18	18	15	20	15	17	15	15	90	101
さくら	12	8	15	18	18	18	10	14	10	13	10	11	75	82
えるむ	12	7	15	15	15	18	9	12	9	7	9	9	69	68
えほんの森	9	6	15	15	15	15	12	15	12	12	12	12	75	75
恵み野	8	3	15	15	18	18	5	13	5	6	5	8	56	63
ひまわり	8	6	15	14	16	17	4	7	3	7	3	2	49	53
かしわ	8	6	10	10	12	12	9	7	9	11	10	2	58	48
スマイル	6	5	10	12	10	12	9	5	9	10	9	6	53	50
合計	114	63	155	162	170	188	119	140	118	132	119	103	795	788

総合計

H30.4.1	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	114	155	170	119	118	119	795
入所人員	63	162	188	140	132	103	788

H28.4.1	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	77	130	150	105	105	105	672
入所人員	40	154	154	108	112	109	677

※少子化が進む中、保育ニーズは高まり、特に3歳未満児の保育需要は高い。

《参考》 定員を超える児童の入所について

定員を超える入所に当たっては、国通知及び児童福祉法の基準に基づき実施しています。

◎「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日厚生省児童家庭局保育課長通知) 抜粋

⇒ 2年度連続で平均入所率が120%以上となった時は、次年度の定員見直しに積極的に取り組むこと

※児童福祉法の基準・・・面積的基準/5ページに記載、保育士配置基準/6ページに記載

3 入所定員の拡大

「えにわっこ☆すこやかプラン」においては、平成27年度をピークに乳幼児数が減少する見込みと推計した上で、保育が必要な児童の受皿（保育園・認定こども園等）の大幅な定員増を行い、受入体制の確保を図りました。そのような状況の中で入所人員は年々増加しています。

なお、過去5年における待機児童（※注）の状況は、平成26年度は2人、平成27年度は3人、平成28年度は3人、平成29年度以降は0人となっていますが、今後3歳未満児の入所人員が増加すれば待機児童が発生することから、引き続き、喫緊の課題となっています。

施設別・年度別の定員数、入所人員数

各年4月1日現在（単位：人）

No.	施設名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		定員	入所人員	定員	入所人員	定員	入所人員	定員	入所人員	定員	入所人員
1	すずらん	90	91	90	84	90	71	90	69	90	71
2	すみれ	90	96	90	93	90	93	90	89	90	86
3	島松いちい	90	110	90	99	90	90	90	88	90	91
4	こすもす	90	96	90	97	90	97	90	91	90	101
5	さくら	90	87	90	92	90	84	75	81	75	82
6	えるむ	20	26	64	63	64	56	69	68	69	68
7	えほんの森	20	21	64	54	64	64	75	68	75	75
8	恵み野	20	15	39	27	54	31	54	50	56	63
9	ひまわり	—	—	39	19	49	30	49	46	49	53
10	かしわ	—	—	—	—	58	22	58	34	58	48
11	スマイル	—	—	16	8	56	39	56	52	53	50
合 計		510	542	672	636	795	677	796	736	795	788

※この5年間で保育施設も8園⇒11園となり定員は285名、入所人員も246名増加した。

※注【国の定める待機児童の定義】（保育所入所待機児童調査より）

保育園入所申込書が恵庭市に提出され、かつ入所要件に該当するものであって、現に保育園に入所していない児童を「待機児童」という。

ただし、他に入所可能な保育園があるにも関わらず、特定の保育園を希望し保護者の私的理由で待機しているものは、待機児童に含まない。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」による面積基準

- ・ 乳児室／乳幼児1人につき1.65㎡以上、ほふく室／乳幼児1人につき3.3㎡以上
- ・ 保育室、遊戯室／2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上

4 保育ニーズへの対応

近年の児童をとりまく環境は、核家族化の進行や女性の社会進出の増加、地域社会や家庭における子育て力の低下等大きく変化しています。

本市においても、女性の社会進出等により保育園入所児童数が増加するとともに、ライフスタイルや就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応として、入所要件の拡大や一時保育事業・病後児保育事業の拡充、休日保育事業を実施してきました。

5 保育施設の環境整備

民間委託の保育園を除く2カ所の公立保育園（すずらん・すみれ）は、鉄筋コンクリート造で、耐用年数が47年の中、すみれ保育園は築38年、すずらん保育園は築43年が経過しています。これまでに施設の外壁・内部改修・屋上防水工事、ボイラー取替えや遊具の整備を行ってきましたが、老朽化が進んでいることから、恵庭市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、施設の更新(園舎建替え等)が必要であると考えています。

公設保育園の施設等の状況

平成30年1月1日現在

施設名	事業開始日	築年月	建物構造	建物面積(m ²)	敷地面積(m ²)
すずらん保育園	S35.4.1	S50	RC平屋	601.00	2,531.72
なのはな保育園	S47.2.1	H23	RC平屋	1,011.19	2,605.98
こすもす保育園	S52.4.1	H27	RC6階建の 1階	855.20	1,560.93
すみれ保育園	S55.4.1	S55	RC平屋	664.80	2,950.18

※なのはな保育園は築39年、こすもす保育園は築38年で園舎建替えを実施。

6 保育士の配置

保育園、認定こども園等における保育士の配置については、児童福祉法で定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（※注）によって年齢別に定められていますが、恵庭市においては、きめ細やかな保育につなげるため、1歳児については「幼児5人につき保育士1人」との独自基準により運用しています。また、障がい児の受け入れにあたっては、状況に応じて保育士を加配し対応しています。

※注「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」による保育士配置基準

- ・0歳児／乳児3人につき保育士1人
- ・1～2歳児／幼児6人につき保育士1人
- ・3歳児／幼児20人につき保育士1人
- ・4～5歳児／幼児30人につき保育士1人

7 保育園の運営状況

(1) 運営の状況

本市では、これまで公立保育園を中心として、保育サービスの向上に努めてきましたが、国においては、早急な保育体制の整備を目指して保育園設置及び運営等に関する規制を次々に緩和し、市区町村のほか、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等による設置運営が可能となりました。

全国的にも保育園の民間運営は多数を占めており、石狩管内各市の状況は、下表のとおり、認可保育園総数390カ所のうち、公設公営の保育園30カ所、民間運営の保育園360カ所となっており、民間運営施設は全体の92.3%を占めています。

本市においても、さくら保育園の大規模改修、なのはな保育園及びこすもす保育園の移設に合わせ、3歳未満児定員の拡大や産休明け保育事業、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業を実施するなど、保育園運営に民間活力の導入を行っています。

石狩管内各市における公営・民営保育園の状況

平成30年4月1日現在

都市名	公 営		民 営 (民間委託を含む)		合 計		割 合	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	公営	民営
札幌市	21	1,900	304	26,150	325	28,050	6.5%	93.5%
江別市	2	270	12	1,029	14	1,299	14.3%	85.7%
千歳市	2	200	13	965	15	1,165	13.3%	86.7%
北広島市	3	300	9	480	12	780	25.0%	75.0%
石狩市	0	0	13	1,095	13	1,095	0.0%	100.0%
恵庭市	2	180	9	615	11	795	18.2%	81.8%
合 計	30	2,850	360	30,334	390	33,184	7.7%	92.3%

平成27年4月1日現在

都市名	公 営		民 営 (民間委託を含む)		合 計		割 合	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	公営	民営
合 計	32	2,930	314	27,033	346	29,963	9.2%	90.8%

※この3年間において、民間運営施設がさらに増加している。

(2) 運営費の比較

保育園の運営費は、保護者が負担する保育料及び国、道、市の負担によりまかなわれており、児童1人あたりを保育するために必要な保育費用については、国が定める公定価格（保育単価）により決定しています。

運営経費の比較は、平成29年度公立保育所（すずらん・すみれ保育園）2園の保育園運営にかかった費用を一園あたりで算出したものと、民間保育園運営費については国の基準による保育単価により算出した1園あたりの運営費により行いました。

運営費比較表のとおり、運営費の差額は一般生活費（給食賄材料費や遊具、折り紙や画用紙等に係る経費等）で2,918千円、保育士の人件費等で17,509千円、合計で20,427千円となり、実際にかかった公立保育園の運営経費が国の基準により算出した運営費を上回っています。なお、児童一人あたりで比較すると年間で226千円の差額となっています。

平成29年度 運営費比較表（1園あたり） (単位：千円)

	一般生活費他	人件費	合計
公立保育所運営費（1）	19,497	119,347	138,844
民間保育所運営費（2）	16,579	101,838	118,417
比較【(1) - (2)】	2,918	17,509	20,427

民間保育園の運営費は「島松いちい保育園」（民設民営）で積算

※児童1人当りの年間運営費差額

一般生活費他…… 32,422円 人 件 費…… 194,544円
合 計…… 226,966円

平成26年度 運営費比較表（1園あたり） (単位：千円)

	一般生活費他	人件費	合計
公立保育所運営費（1）	18,897	118,801	137,699
民間保育所運営費（2）	18,566	84,573	103,139
比較【(1) - (2)】	331	34,228	34,559

民間保育園の運営費は「さくら保育園」（民設民営）で積算

※児童1人当りの年間運営費差額

一般生活費他…… 3,677円人 件 費…… 380,311円
合 計…… 383,988円

※新制度に変わり、民間園の人件費は処遇改善されてきているものの、児童1人当たりの運営費は依然として公立保育園が高いものとなっている。

第3章 保育事業の推進

1 恵庭市の役割

恵庭市では、児童福祉法第24条第1項の規定による「保育の実施主体」として、様々な保育ニーズに応え、民間園への指導・助言を含めた保育サービスの向上に努めてきました。

また、恵庭市が運営する公立保育園にあっては、これまで、保育が必要な子の受け皿としてはもちろん、特別保育事業や統合保育を先駆的に行っており、こうした公立保育園での経験・ノウハウを活かしながら、民間保育園等との密接な連携を進めることにより、入所児童と保護者のほか、地域への支援を行い、市全体の子育て力の向上につなげていきます。

2 保育（2・3号認定こども）の提供体制の確保

保育園・認定こども園等の定員については、「えにわっこ☆すこやかプラン」において、平成27年度に大幅な定員増を図ったところですが、待機児童の状況や社会情勢等の変化に合わせた定員の見直しを柔軟に行い、提供体制を確保していくことが必要であると考えています。

なお、平成27年度中に待機児童が生じたこと、及び幼稚園等から認定こども園に移行することに伴う1号認定こども定員の弾力的運用から、平成28年度においては、市全体の定員を672人から795人に拡大し、提供体制の確保を図ります。また、引き続き3歳未満児の保育需要が高いことから、保育士の確保対策も併せて進めていきます。

3 保育事業の充実

恵庭市における各種保育事業の実施については、「えにわっこ☆すこやかプラン」において計画しているところですが、地域や保護者からのニーズに柔軟に対応し実践します。

≪「えにわっこ☆すこやかプラン」からの抜粋≫

- ・保育料の軽減……国が定める利用者負担基準について、恵庭市独自の軽減を適用し、保育料の負担軽減を図ります。また、低所得者層について高い軽減率を適用するとともに、子ども3人以上の多子世帯、ひとり親等世帯についても市独自の軽減を行い、負担軽減を図ります。

(平成29年度⇒多子世帯の保育料軽減支援事業実施)

- ・一時保育事業……家庭において一時的・緊急的に保育が必要となる場合や、育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消を図るため、当面3園体制で事業を行います。(平成29年度3園⇒4園へ)
- ・延長保育事業……全園で通常11時間の保育時間を超えて18時15分から19時15

分まで実施していますが、保護者ニーズを踏まえ、早朝及び夕方の時間拡大について検討します。

- 休日保育事業……就労形態の多様化に伴い、日曜日・祝日に勤務している保護者のため、平成28年1月から、こすもす保育園にて開始した休日保育について利用促進を図ります。
- 病児病後児保育……当面は「緊急さぼねっと」の緊急預かり事業と連携すると共に、施設型の設置についても調査・研究します。
- 統合保育……障がいの有無にかかわらず、健常児とともに集団生活を行うことにより、保育の必要がある障がいをもつ子どもについて自立の基盤となる力を育成することを目指します。(平成30年度1号認定児童の特別支援対象園の拡大を実施9園⇒12園)・(平成30年度2号認定児童の特別支援対象園の拡大を検討中)
- 患庭市独自要件による入所……保護者の就労の有無に関係なく、4歳以上の障がいをもつ子どもを保育園等で受け入れし、自立の基盤となる力を育成することを目指します。(平成30年度対象園の拡大を検討中)
- 食育の推進等……保育園での独自性、地域性を生かしながら積極的な食育に取り組み、子どもの発達及び発達の過程に応じて計画的な食事の提供に努めるとともに、食に関わる環境へ配慮します。

4 子育て支援の拠点

保育園は、地域に開かれた社会資源として、保育園の有する専門的機能を活かし、地域のニーズに応じた幅広い活動を推進するといった機能を併せ持つ必要があります。地域の子育て中の親子に、各保育園を定期的に関開し、同年齢の子ども同士が触れ合う機会としての「地域交流保育」を開き、必要に応じて保護者への相談・助言を行うことで、子育て支援拠点のひとつとして、子育て家庭の支援を図ります。

5 保育環境の整備

公立2保育園については、老朽化が進んでいることから、恵庭市公共施設等総合管理計画との整合性を図るとともに、民間活力の導入により、施設の更新(園舎建替え等)を進めます。民間保育園等については、事業所内保育所も含めて、国の補助事業等についての情報収集・提供を行いながら環境整備の促進を図ります。

園外活動で利用する公園等については、安全な施設利用ができるよう、施設管理担当への情報提供を行う等、連携を図ります。

保育士の確保にあたっては、国の施策を積極的に活用し、市の現状に応じた確保方策を進めます。公立保育園においては、臨時保育士の賃金見直しや働きやすい勤務形態についての検討を行います。私立保育園等においては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付費等に加算される処遇改善等加算を給付することで、職員の勤続年数や経験年数に応じた賃金改善を図り、保育環境の整備・提供に努めます。

【参考】保育士確保に関する平成30年度保育対策関係予算

(内閣府・厚生労働省) 抜粋

- ・保育補助者雇上強化事業
⇒保育補助者の雇上げに必要な費用を補助し、保育士の業務負担軽減、保育士の離職防止につなげる。
 - ・保育士資格の取得支援
⇒保育士資格の新規取得者の増加を図るため、資格取得支援に関する各事業の対象者の拡大や支給要件の緩和等を実施
- ※実施主体や対象施設が年々緩和されてきていることから、今後も国の動向に注視する。

6 民間活力の導入

本市における民間活力の導入については、さくら保育園（平成21年度から民設民営方式により学校法人が運営）、なのはな保育園（平成28年度から民設民営方式により社会福祉法人が運営）、こすもす保育園（平成31年度から民設民営方式により学校法人が運営予定）の3園について行った中で、現在、保育サービスを提供しています。

公立保育園については、当面2園（すずらん保育園・すみれ保育園）体制を維持してきましたが、保育サービスのニーズは、さらに多様化し拡大することが見込まれることから、これらの多様なニーズに応え、保育サービスの質を確保するために、民間活力を導入し、恵庭市公共施設等総合管理計画などとの整合性を図りながら、早急に進めます。

7 保育士の研修充実

少子化や社会経済状況の変化に伴い、子どもの育つ環境も日々変化している中、心身ともに健やかに育つ保育と保護者支援を実施するためには、保育士等の日々の研鑽が重要であることから、全ての保育士が研修を受けられるよう研修機会を拡充し、より質の高い保育サービスを提供していきます。

また、市主催の研修会においては、対象を保育園に限らず、幼稚園、学童クラブ、子育て支援センター等、他の機関からの参加を募りながら、研修の機会を広く提供していきます。

8 評価システムの確立

(1) 人事評価

市の保育士は、一般事務職員と同様に「人事評価制度」による業務評価・能力評価を毎年行い、業務遂行能力を磨き、保育士自身の能力向上を図ります。

(2) 自己評価

保育士等は、保育の計画や保育記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することによって、その専門性の向上や保育実践を改善します。

保育園の自己評価は、保育の各計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、その保育園の保育内容等を自ら評価し保育の質の向上を図ります。

(3) 第三者評価

保育事業の運営及び保育内容に関して第三者評価機関等による審査・評価を行い、より良い保育の提供ができていないか検証し、その改善に取り組み保育の質の向上を図ります。

(4) 利用者評価

利用者アンケートを定期的実施し、その結果を踏まえて改善します。

※第三者評価・利用者評価については、市のホームページ等で公表します。

9 幼稚園、小学校等との連携

幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・学童クラブ・行政等が連携を密にし、困り感などの情報共有や職員の質の向上につなげるため、市教育委員会と調整を行いながら組織化を図ります。とりわけ、小学校区を基本とした連携体制を構築するとともに、保育・教育等に関わっている実務者レベルでの会議を開催し、情報交換等を通じて施設間の連携に努めます。

第4章 ま と め

1 第3次恵庭市保育計画の中間見直しのまとめ

恵庭市の保育に関する現状と課題を踏まえ、その課題解決に向けた事業の推進には、限られた財源や人材などの資源を最大限有効に活用することで、本市の保育環境を維持・向上させていくため、早急に公立保育園の運営方式(民間活力の導入)を見直すことが必要です。

(1) 本計画(見直し)期間について

平成30年度から平成32年度までの3年間とし、公立保育園の運営方式の見直しについては、平成30年度から準備を進め取り組みます。

(2) 運営方式を見直す公立保育園

運営方式を見直す公立保育園は、「すずらん保育園」とします。

(3) 民営化の時期

平成33年4月に民営化を目指します。

(4) 公立保育園として継続する園

すみれ保育園は、運営方式の見直し後も、引き続き公立保育園として継続します。

民営化比較考量結果(平成30年4月現在)

園名	すずらん保育園	すみれ保育園
利便性	○	○
園舎建替時期の優先度	◎	○
建物更新・移管時の柔軟性	○	△ (平成12年合築)
自然環境 (周辺環境)	○	○
サービス拡充 の可能性	◎	○
保育の特徴	異年齢保育	異年齢保育 一時保育
入所率	78.9%	95.6%